

# 「送り証文之事」と「離縁送一札之事」を読む

## 1 林家文書について

### (1) 林家

- ・林家の出身については未詳であるが、神拝式并御免許願いの際の当家由緒によれば、「先祖民部（信興）義，信濃国小県郡林郷」（現上田市林之郷カ）より，文亀年間（1501～1503）赤尾村へ移住，村方開発をおこない，代々里正となったとある（No7670）。また，天保2（1831）年の『林本家記録帳』に収録された林家系図（CH林家1）にも，「古伝曰，信濃国より当村ニ移住」したとあり，その時「産神諏訪上・下御石持来たり」と記され，現在もその石が大切に保存されている。
- ・林家は3代信正（図書）以来，代々赤尾村下分の名主を勤め，11代幸蔵（佐伝治）の代，文化元（1804）年に名主として功を賞され，苗字も差免され，また退役時には酒代貳百疋も差遣されている（No3135・3136）。また，12代信豊（半三郎）も「度々出水之所，村方極難之者共へ食物差遣，加之水難ニ付其身江被下候御手当金橋入用除遣候旨，奇特之事」として苗字御免を受けている（No3137）。赤尾村は，越辺川通りに位置することから，度々洪水に見舞われ，林家は名主として代々治水に努力していたことがうかがえる。13代信海（半三郎）も治水，殖産にその業績をあげ，安政元（1854）年に頭取名主格に仰付けられている（No2487）。

### (2) 赤尾村について

- ・赤尾村（現坂戸市赤尾）の歴史は古く，慶長2（1597）年の検地帳が現存するうえ，既に鎌倉時代から開発が進められていたと考えられる。当村はもと幕府直轄領であったが，旗本大久保氏と川越藩との相給となり，後に全村川越藩領へと推移した。その中で，林家は代々赤尾村下分の名主を勤めていた。

## 2 送り一札等について

### (1) 送り一札

- ・江戸時代，縁組や引っ越しなどで住居を移動する場合，当人の続柄，移動理由などを記し，切支丹でないことを証明した送籍状で移動先の名主へ送った文書。今回の講座における史料1は，元宿村（現在の東松山市元宿）忠蔵の娘ふさが赤尾村の伊之助の倅左源次に嫁いだことによる人の移動を記した文書である。

### (2) 落着一札

- ・移動先の名主から元の村の名主に対し，手続きが完了したことを通知した文書。

### (3) 人別改帳

- ・人別改帳は，江戸時代の中期に宗門人別改で宗門改帳と人別改帳が統合された民衆調査のための台帳。江戸時代の人口調査票であり，現在でいう戸籍原簿や租税台帳にあたるもので，宗旨人別改帳とも呼ばれる。村人の戸籍は「人別改帳」や「宗門人別改帳」により寺の檀家として把握されていた。婚姻や養子縁組などで村を出る場合には，実家の旦那寺から抜け，縁組み先の檀家として登録される際に送り一札という文書が作成され届けられた。手続きが完了すると元の村に落着一札が送られる。名主は領主の支配機構の末端に連なる村役人で，名主にとって人の移動に関する正確な把握と人別帳への記載は重要な職務のひとつ。

### 3 結婚・離縁について

#### (1) 結婚

- 江戸時代の中・後期の平均初婚年齢は、女性が19歳、男性が25歳であった。現在、少子高齢化、晩婚化、高齢出産等さまざまな課題を抱えた我が国ではあるが、平均初婚年齢は、女性が29歳、男性が30.7歳（平成23年、同年埼玉県は女性が29.2歳、男性が31.1歳）である。また、平均出産数は、現在は1.43人（2013年・同年埼玉県は1.33人）に対し、江戸中・後期は5.81人であった。
- 江戸時代の結婚は、結婚が単に1人の男と1人の女の結びつきという意味をはるかにこえて、それぞれの男女の所属する「家と家との結婚」として位置づけられていたことである。中世から在地領主層を中心に「家と家との結婚」はみられるが、江戸時代にはそれが庶民層にまで広く浸透していた点に特色がある。この時代には、家というものは子々孫々にいたるまで受け継がれていくべきものという意識が形成されていたからにはほかならないからである。

#### (2) 離婚

- 江戸時代には、離縁の権は夫に属していたため、妻からの離縁状を出すということは許されていなかった。その上、どのような理由があっても、離縁状なくしては、再婚はおろか処罰もされる世の中であった。一般に、三くだり半といわれる離縁状は、場所によって「離縁状・去状・暇状」などと呼ばれ、いずれも三行半で書かれるのが通常であった。ここに書かれる文言については、一般農民誰でも書けるように雛形があったと考えられている。「何方へ縁付候共我等方ニおいて一切申分無御座候」どこの誰と再婚しようと私には一切異論はありません、という言葉は必須だったようだ。史料2は、赤尾村の忠右衛門に嫁いだとよが離縁し、一本木村に戻る（字との移動）ことを記した文書である。
- 妻がどうしても離縁した場合、男尊女卑といわれる江戸時代でも、やはり例外はあった。妻側より離婚を請求するできる例として、①夫が妻に無断で、妻の身のまわりの品である衣類や嫁入り道具を質入れしたとき、②巷でいう駄込み離縁したとき。この駄込みできる寺を縁切寺とって、関東では相州の鎌倉東慶寺と上州の世良田満徳寺が公認されていた。
- 離婚の主な原因は、子どもができなかったことが多かったようだ。しかし、はっきりした理由は分かっていない。現存する文書は、理由不明や「我等勝手ニ付」といった夫の自己都合によるもの、本テキストにある「不相応」も数多く残されている。離婚の理由を明確にしないのは、「我等勝手ニ付」「不相応」といった曖昧な言葉によって、妻の再婚をしやすくさせたためと考える。例えば、「子どもができなかったので」や「育児も家事もやらない」、「浪費家で」などと載せてしまったら女性の将来はどうなるだろうか。別れる妻ではあるが、ダメージは最小限に食い止めた、という配慮があったと考える。

しかし、家風に合わない、あるいは妻としてじっくりこないからでは、女心を踏みにじられ面目丸つぶれである。なんとしても収まらない心の炎は、時に「うわなり打ち」に発展することもあったようだ。また、結婚の終了の主な理由は、女性の死亡が多い。やはり出産時の負担が大きかったようだが、夫の死亡による終了も多い。これは当時の平均寿命の長さだろう。

#### ○参考文献

- 『暮らしの中の古文書』浅井潤子編（吉川弘文館、1992年）
- 平成7年度第1回収蔵文書展『入間地方の文書』（埼玉県立文書館、1995年）
- 『林家文書目録』（埼玉県立文書館、1986年）
- 『地図・グラフ・図解でみる 一目でわかる江戸時代』竹内誠監修（小学館、2004年）
- 『かたき討ち 復讐の作法』氏家幹人著（中公新書、1883年）